

## 第2回みらいの県土研究会地域部会(中部)

日時 令和8年1月22日(木)14時00分～

場所 静岡総合庁舎 7階第8会議室

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 情報共有

(1) これまでの経緯【資料1】(技術調査課)

(2) 建設発生土の有効利用に向けた県内事例について【資料2】(技術調査課)

(3) 事業紹介【資料3】(静岡土木事務所)

～ 清水海岸 事業概要 ～

(4) 事例報告【資料4】 (静岡市)

～ 静岡市における建設発生土対策について ～

#### 3 意見交換

#### 4 今後の予定・閉会

# 建設発生土の適正処理に向けたこれまでの取組

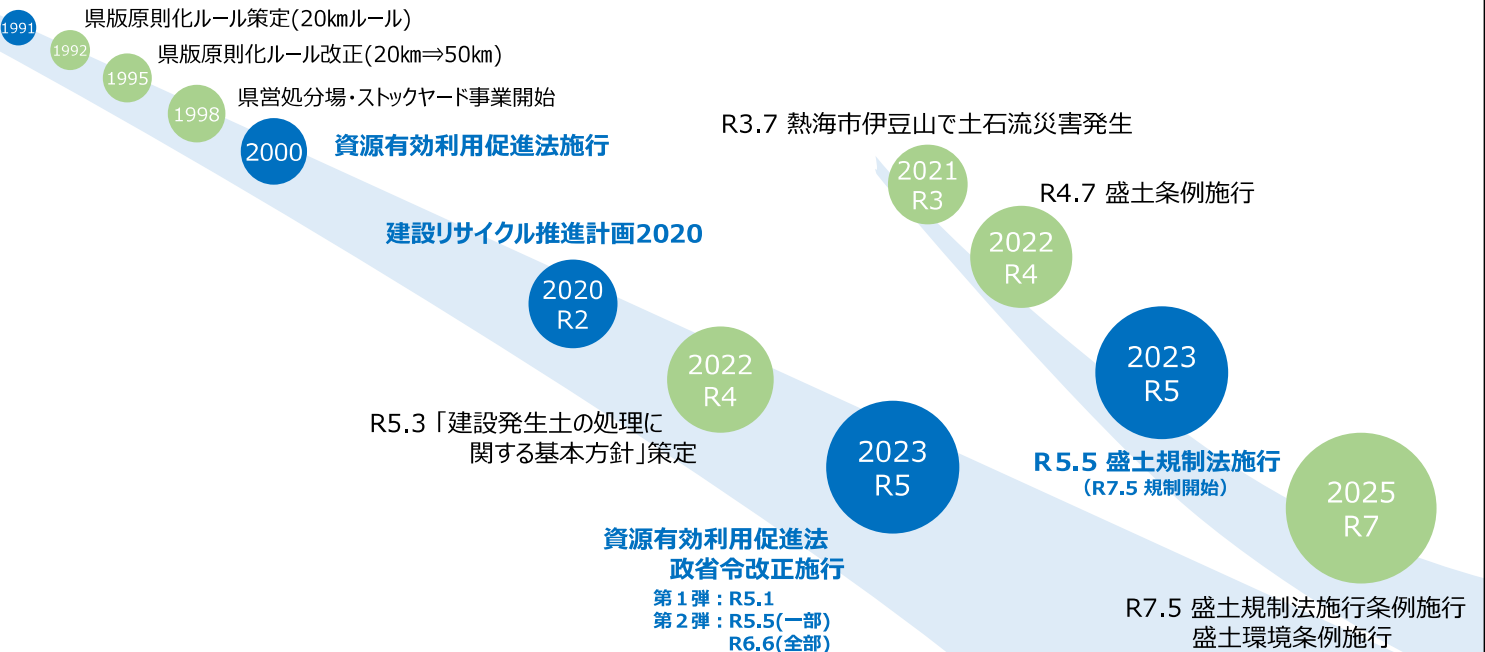
静岡県交通基盤部建設経済局  
技術調査課

## これまでの取組

○ 再生資源利用促進法の施行以降、建設発生土を資源として捉え、有効利用に取り組んでいます。

### 再生資源利用促進法施行

(凡例 青：国 緑：県)



## 建設発生土の適正処理に向けて

### 背景 1：資源としての建設発生土の有効利用

- ◆ 建設発生土を最終処分する量は減少傾向にあるものの、国の定める有効利用率の達成基準値(目標値)※に達していない状況にある。
- ◆ 建設発生土を最終処分している一方で、それを上回る量の新材を購入している。

#### 〈施策の方向性 1〉

- 建設発生土を資源として捉え、さらなる有効利用を推進していく。

### 背景 2：建設発生土に係る社会的要請

- ◆ 建設発生土の発生量が増加する一方で、盛土条例施行後、建設発生土処理施設の入受費用高騰や入制限が発生した。
- ◆ 盛土規制法の施行に伴い、新たな処理施設整備に伴う許可手続きが必要となった。

#### 〈施策の方向性 2〉

- 安全・安心なインフラ整備を確実に進めていくため、建設発生土の適正な処理を可能とする環境整備を進めていく。

※「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」における建設発生土の達成基準値は有効利用率80%以上(2024)

## みらいの県土研究会

- 県内の建設業全体で持続可能な建設発生土の処理の実現を目指し、産学官の関係者間で情報共有、意見交換を行い、連携強化を図る場として、「みらいの県土研究会」を令和5年2月に設置しました。

### みらいの県土研究会

静岡県  
県内市町  
建設業協会  
建設業者  
発生土処理業者  
測量設計業協会  
地質調査業協会  
砕石業協同組合

助言  
←  
意見

### オブザーバー

中部地方整備局  
静岡県道事務所

### アドバイザー

有識者



#### 第1回研究会（R5.2.27） 出席者 40名

- ・ 設立趣旨の説明
- ・ 建設発生土の処理に関する基本方針(案)の説明

#### 第2回研究会（R5.6.9） 出席者 45名

- ・ 建設発生土の処理に関する基本方針の説明
- ・ 基本方針に基づく県の取組状況の説明

#### 第3回研究会（R5.10.30） 出席者 52名

- ・ 建設発生土の処理に関する基本方針の説明
- ・ スtockヤード登録制度の説明（国土交通省）
- ・ 静岡市の建設発生土処理地の公募（静岡市）

#### 第4回研究会（R6.3.19） 出席者 48名

- ・ Stockヤード整備計画の策定について
- ・ これまでの意見を踏まえた今後の展開
- ・ 建設発生土の再生と有効活用への取組（静岡理工科大）

#### 第5回研究会（R6.9.24） 出席者 65名

- ・ 地域部会の設置について説明
- ・ 町で整備した最終処分場の事例紹介（川根本町）

#### 第6回研究会（R7.2.21） 出席者 80名

- ・ 地域部会の開催状況報告
- ・ 今後の取組方針について説明

## 地域部会の設置

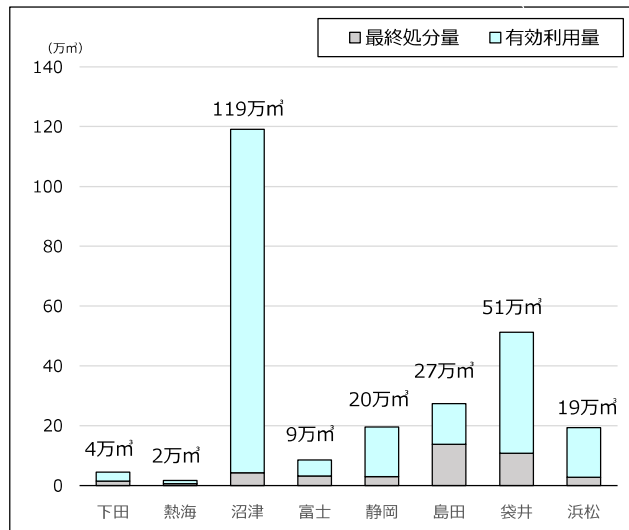
○ 建設発生土の発生量や処理施設の状況は地域によって異なるため、地域の実情に応じた建設発生土処理の実現を目指し、地域部会にて検討を進めています。

### 目指す姿

各地域の実情に応じた最適な建設発生土処理を官民で連携して実現



管内別建設発生土の処理状況 (R4)



## 地域部会での意見等

| R6      | 下田    | 熱海    | 沼津   | 富士    | 静岡   | 島田    | 袋井   | 浜松    |
|---------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 地域部会開催日 | 12/11 | 12/16 | 12/5 | 12/16 | 12/3 | 12/12 | 12/9 | 12/23 |
| 出席人数    | 19名   | 16名   | 32名  | 23名   | 24名  | 24名   | 27名  | 28名   |

|    |  |
|----|--|
| 下田 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 港湾の浚渫土は海洋投棄しているが、量の制限があり、苦慮している。地形的にも発生土を有効利用できる現場が少なく、有効利用率は低い。(県土木)</li> <li>◆ 国や土木から土砂を受け入れ、農地の基盤整備を進めている。(県農林)</li> <li>◆ スtockヤードは必要だが、民間では厳しいので、公営でお願いしたい。(施工会社)</li> <li>◆ 民間工事から発生する土砂は、少量でも土壌環境基準を超過する懸念があり、受入が難しい。(処理施設運営事業者)</li> </ul>  |
| 熱海 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管内に処理・処分施設がなく、対応に苦慮している。(県土木)</li> <li>◆ 民間投資が進み、民間工事からの発生土量が多いため、これらを含めた検討が必要である。(施工会社)</li> <li>◆ 隣接する伊豆市に採石場跡地を受入地として新たに開設したので、活用してほしい。(処理施設運営事業者)</li> </ul>  |
| 沼津 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 沼川の工事では田子の浦港の浚渫土を利用している。建設発生土の利用については、有効利用は進むものの、砕石事業者の経営には影響が出ていると聞いている。(県土木)</li> <li>◆ 大規模な圃場整備を令和8年度以降に計画している。(県農林)</li> <li>◆ 各市町で状況が異なるので、市町単位での課題共有をお願いする。公共事業における発生土の有効利用に対する考え方を民間にも広げてほしい。(施工会社)</li> <li>◆ 発生土の有効利用には賛成であり、天然のものを使用するならば改良土を使用した方がよい。改良土を安心して使うためには品質管理基準をもっと厳しくするべきである。(砕石事業者)</li> </ul> |

## 地域部会での意見等

|    |   |
|----|---|
| 富士 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県工事からの発生土を国の養浜事業で利用してもらうよう調整している。(県土木)</li> <li>◆ 処分場という名称の施設には、受け入れた土砂を処分ではなく有効利用している施設もある。県のリサイクル原則化ルールでの位置付けが不明瞭であるので見直してほしい。(県土木)</li> <li>◆ 富士市西船津の水田復旧工事に数万㎡の土砂が必要である。(県農林)</li> <li>◆ スtockヤードを整備しておけば災害時にもガレキ置場として利用できるのではないか。(施工会社)</li> <li>◆ 有効利用を進めていくと最終処分する土量が減り、処分場の運営に支障を来すのではないかと懸念する。最終処分量が減れば、受入単価を上げざるを得ない。(処理施設運営事業者)</li> </ul>      |
| 静岡 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 土木発注工事の発生土量の半分にあたる年間10万㎡はサンドバイパスとサンドリサイクルで養浜材として有効利用できる。(県土木)</li> <li>◆ 貝島の埋立護岸では全体250万m<sup>3</sup>の9割近くが埋まり、残容量は30万㎡である。(県港湾管理者)</li> <li>◆ 池の沢地区の農地整備工事では、約25万㎡の不足土が生じるため、土地改良区が土砂の受入れを行う予定。(県農林)</li> <li>◆ 田子の浦港の浚渫土の使用が東部だけでなく中部まで拡大することに危機感を抱いている。(砕石事業者)</li> </ul>   |
| 島田 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路工事、空港工事等の盛土材として有効利用している。河川の浚渫土は利用できないため、最終処分している。(県土木)</li> <li>◆ 港を拡張するための埋立工事を行う計画はない。維持浚渫で年に数万㎡発生するが、土質環境基準を超過する懸念があり、対応に苦慮している。(県港湾管理者)</li> <li>◆ 大規模な茶園の基盤整備と圃場整備を行っているが、現場外への土砂の搬出はない。島田市の茶園整備では茶の植栽に適した土1万㎡程度が必要。(県農林)</li> <li>◆ 移動式の改良機で改良し、民間の造成工事に約6万㎡利用した。(発生土リサイクル事業者)</li> <li>◆ 公共、民間工事から土砂を受け入れ、採石場跡地の埋戻しに利用している。(処理施設運営事業者)</li> </ul> |

7

## 地域部会での意見等

|    |   |
|----|---|
| 袋井 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防潮堤の工事を進めており、現在約6万㎡の土砂が必要である。また、防潮堤工事完了後の利用先を検討する必要がある。(県土木)</li> <li>◆ 河川工事の仮設材で新材を利用しているが、土砂をリースして再利用するような仕組みがあればよい。(県土木)</li> <li>◆ 港湾事業では簡単に土砂を埋立利用できるといったイメージがあるがそうではない。現時点で埋立工事を行う計画はない。(県港湾管理者)</li> <li>◆ 近隣に処分場があるのに有効利用のために遠距離を運搬しなければならず、ダンプの手配に苦慮している。数㎡でも土質の証明がなければ受け入れてもらえない処理施設もある。(施工会社)</li> <li>◆ 民間の農地として整備するため、県内最大規模の最終処分として発生土を受け入れている。最終処分場にStockヤードや改良プラントを併設することが望ましく、行政と連携していきたい。災害時にも貢献できる。(処理施設運営事業者)</li> </ul> |
| 浜松 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 養浜材に利用できるものは利用しているが、河川の浚渫土は土質が悪く、対応に苦慮している。(県土木)</li> <li>◆ 天竜区では、磐田市や掛川市の処理・処分場へ搬出している。(県土木)</li> <li>◆ 村櫛地区では大規模な基盤整備を進めており、約10万㎡の客土が必要であり、浜松市の工事からの受入れを予定している。(県農林)</li> <li>◆ S S Mを活用して約2万㎡の改良土を製造し、民間工事へ出荷した。(処理施設運営事業者)</li> <li>◆ 令和6年11月から浜松市の工事からの受入れを開始し、採石場跡地の埋立てに利用する。(処理施設運営事業者)</li> </ul>  |

8

## 地域部会での情報共有・意見交換

### 【東部地域】

#### テーマ：土質改良土の品質確保

- 土質改良土の利用状況や品質確保に向けた県の制度及び取組事例の紹介 等
  - ・ 土質改良土の品質は、原料土の性状だけでなく、製造時や製造後の管理方法に大きく影響される。
  - ・ 「改良土の品質基準を厳しくすべき」との意見や新たに改良土の利用に向けた新たな動きがある中で、現在の制度や先進事例に関する知見を共有する。

### 【中部地域】

#### テーマ：養浜材への利用

- 清水海岸、富士海岸等における養浜材への利用状況 等
  - ・ 海岸浸食対策として県工事中から発生する建設発生土を養浜材に利用しているが、養浜材の量は不足している。
  - ・ 今後の対応を検討する上で、現状を確認する。

### 【西部地域】

#### テーマ：有事の際に備えてできること

- 令和5年の二級河川敷地川における災害対応の事例報告 等
  - ・ 二級河川敷地川の災害対応では、進入路と作業ヤードの整備に大量の資材を早急に調達する必要が生じた。
  - ・ この事例を参考とし、体制づくりや材料の手配等大規模災害へ迅速に対応するために備えておくべきこと等について意見交換を行う。

# 建設発生土有効利用の県内事例について

令和8年1月22日

静岡県  
技術調査課

写真：清水海岸（静岡市清水区）から富士山をのぞむ

Shizuoka Prefecture

いっしょに未来の地域づくり

## 建設発生土有効利用のための取組 概要

Shizuoka Prefecture

### 県の取組

- ✓ 静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機に、県では「盛土等の規制に関する条例」が施行された
- ✓ 令和9年度末までに建設発生土の有効利用率80%を達成することを目標とした「建設発生土の処理に関する基本方針」に基づき、ハード・ソフト対策を進めている

ハード対策：ストックヤード整備(内外機関と連携した工事間利用)

ソフト対策：みらいの県土研究会、地域実情を踏まえた土砂再利用のための調整の場

#### ハード

- スtockヤード整備  
(公共事業のために県が整備)
- 内外機関と連携した工事間利用  
(海面埋立、ほ場整備、**海岸養浜**…等)



#### ソフト

- みらいの県土研究会 / 部会  
(発生土の諸課題を研究する場)
- 土砂再利用のための調整の場  
(マッチングシステム/対面会議)

➤ 今回は、内外機関と連携した工事間利用のうち「**養浜工**」にフォーカス

### 県版リサイクル原則化ルール

- ✓ H4から「静岡県リサイクル原則ルール」の運用を開始
- ✓ 処理優先度は、「工事間利用」「現場外搬出（利用）」「現場外搬出（処分等）」
  - ・現場内利用（①自工事利用）
  - ・現場外搬出（②**工事間利用等**、③ストックヤード、④土質改良プラント）
  - ・現場外搬出（⑤民間の最終処分場等）

① 自工事利用

② 工事間利用等

③ スtockヤード

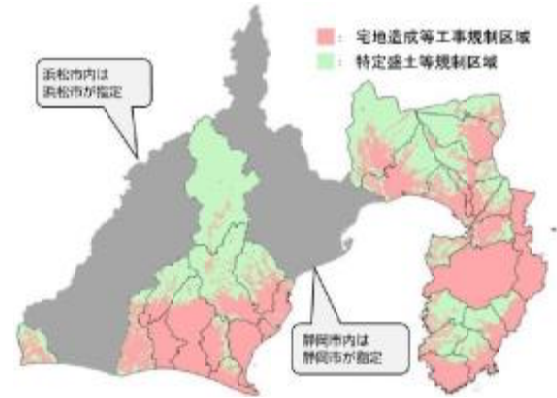
④ 土質改良プラント

⑤ 民間の最終処分場等

図：県の処理フロー

宅地造成及び特定盛土等規制法

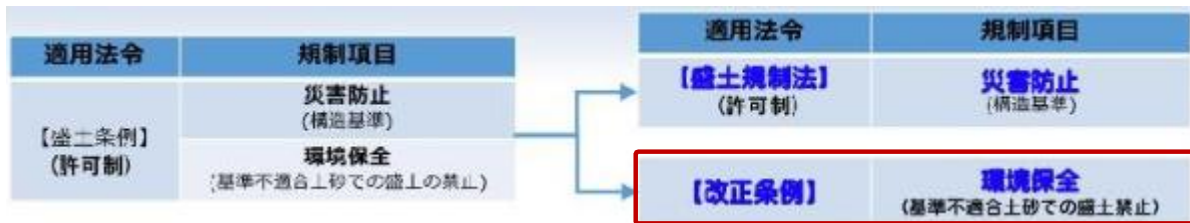
- ✓ 令和5年5月26日に施行された盛土規制法への対応として、静岡県においても令和7年5月26日からの規制開始に合わせて、区域指定を行った
- ✓ 令和3年7月の「熱海土石流災害」も鑑み、施行条例により宅地造成同様の規制に厳しく統一している（静岡市・浜松市も同様）
- ✓ 盛土規制法と併せて条例・細則によりR7.5.26から開始している



県盛土対策課説明資料から抜粋

静岡県盛土等の規制に関する条例(盛土条例)との関係性

- ✓ これまで、“日本一厳しい条例”との呼び声も高い盛土条例（R4.7）により各種盛土行為を規制してきた
- ✓ 盛土規制法の施行に伴い、盛土条例を「盛土環境条例」へと改正し、**盛土規制法で「災害防止」を、盛土条例で「環境保全」**の規制をするよう分担



県盛土対策課説明資料から抜粋 3

盛土規制法における養浜工の扱い

- ✓ 盛土規制法において一部、「公共施設用地」における行為は、除外と規定されている
- ✓ 「養浜工」は、建設発生土の有効利用となる取組でもあるが…

気になること

- ① 養浜する箇所である「砂浜」は、盛土規制法の対象外となるのか
- ② 「養浜工」はどのような行為として位置付けられるのか

一般的に砂浜は、公共施設用地とならない

➤ 公共施設用地は下表のとおり

|                 |  |
|-----------------|--|
| 道路              | 道路法による道路のほか、都市計画法による道路、道路運送法による一般自動車道、一般自動車運送事業の用に供する専用自動車道及び林道を含む。  |
| 公園              | 都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。  |
| 河川              | 河川法が適用・準用される河川その他公共の利害に関係のある河川のほか、これらの河川に治水・利水の目的で設置される堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設を含む。   |
| 国・地方公共団体が管理する施設 | 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設                                   |
| その他施設           | 砂防設備、地すべり防止施設、 <b>海岸保全施設</b> 、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設（自衛隊・アメリカ合衆国軍隊の施設） |

県盛土対策課説明資料から

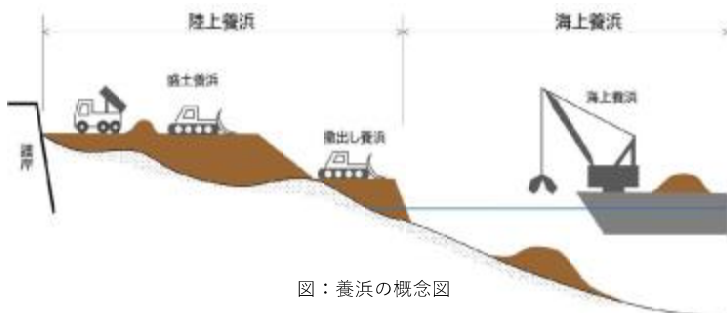
- 海岸法上では、「砂浜」は**告示されたもののみが海岸保全施設**であるとされている（法第2条）
- 盛土規制法において**養浜は土地の形質変更とならず、「維持管理のための行為」と解釈**できる

（施行通知）第2定義 5. 本法の規制の対象とならない行為

本法においては、盛土等を規制対象としているところであるが、一方、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、本法の規制の対象とならないものと解される。これらに該当する行為として、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等が挙げられる。

概要と一般的なルール

- ✓ 養浜は、一般的に各海岸で行われている。
  - 県内の主な水系と海岸(国交省水管理・国土保全局所管36海岸)
    - ・天竜川(直轄)：五島海岸(県)
    - ・福田漁港(県)：浅羽海岸(県)
    - ・安倍川(直轄)：静岡海岸(県)、清水海岸(県)
    - ・富士川(直轄)：**富士海岸(直轄)**



図：養浜の概念図

- ✓ 養浜は、波によって海岸の砂が削り取られたような海岸に、再び人の手で砂を戻してやる行為のこと
- ✓ 水域の環境保全等の観点から、同一の流砂系の土砂で行うことが原則である

養浜の種類

＜サンドバイパス＞

- ・漂砂が人工構造物などにさえぎられた際、上手側に堆積したものを下手側の海岸に人工的に移動させる工法  
(漂砂の流れを手助けしてあげる)

＜サンドリサイクル＞

- ・漂砂が下手側に堆積し、上手側の海岸で浸食等を受けている際、下手側にたまった砂を上手側に戻す工法  
(下手にたまった砂を再利用し、砂浜を還元してあげる)



図：サンドバイパス/サンドリサイクルのイメージ (国交省作成資料より)

➢ 富士海岸(富士市)における養浜の事例を紹介

事例紹介 富士海岸(直轄)

概要

(国) 富士海岸 静岡県富士市

- ・富士海岸は、「富士」「吉原」「原」「沼津」工区に区分され、国交省が管理
- ・R4まで陸上・海上養浜それぞれ3万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/年、R5以降は陸上養浜4万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>/年を予定
- ・通常、富士川水系、大沢扇状地及び富士工区への堆積土砂を養浜材として使用



中部地方整備局資料から

| 工区名 | 河川名 | 河川延長(河川) (km)  | 河口延長(km) | 河口面積(km <sup>2</sup> ) | 河口人口(万人) |
|-----|-----|----------------|----------|------------------------|----------|
| 沼津  | 沼津川 | 198.23(343.72) | 1.01     | 197.22(342.71)         | 5.71     |
| 原   | 安倍川 | 198.23(343.72) | 1.01     | 197.22(342.71)         | 5.71     |
| 吉原  | 富士川 | 198.23(343.72) | 4.82     | 197.41(342.81)         | 4.96     |
| 富士  | 富士川 | 198.23(343.72) | 1.01     | 197.22(342.71)         | 4.97     |

写真① 西側から東方向を望む(沼津放水路付近)

写真② 西側から東方向を望む(堤防掘削土天端)

写真③ 東側から西方向を望む(浜側)

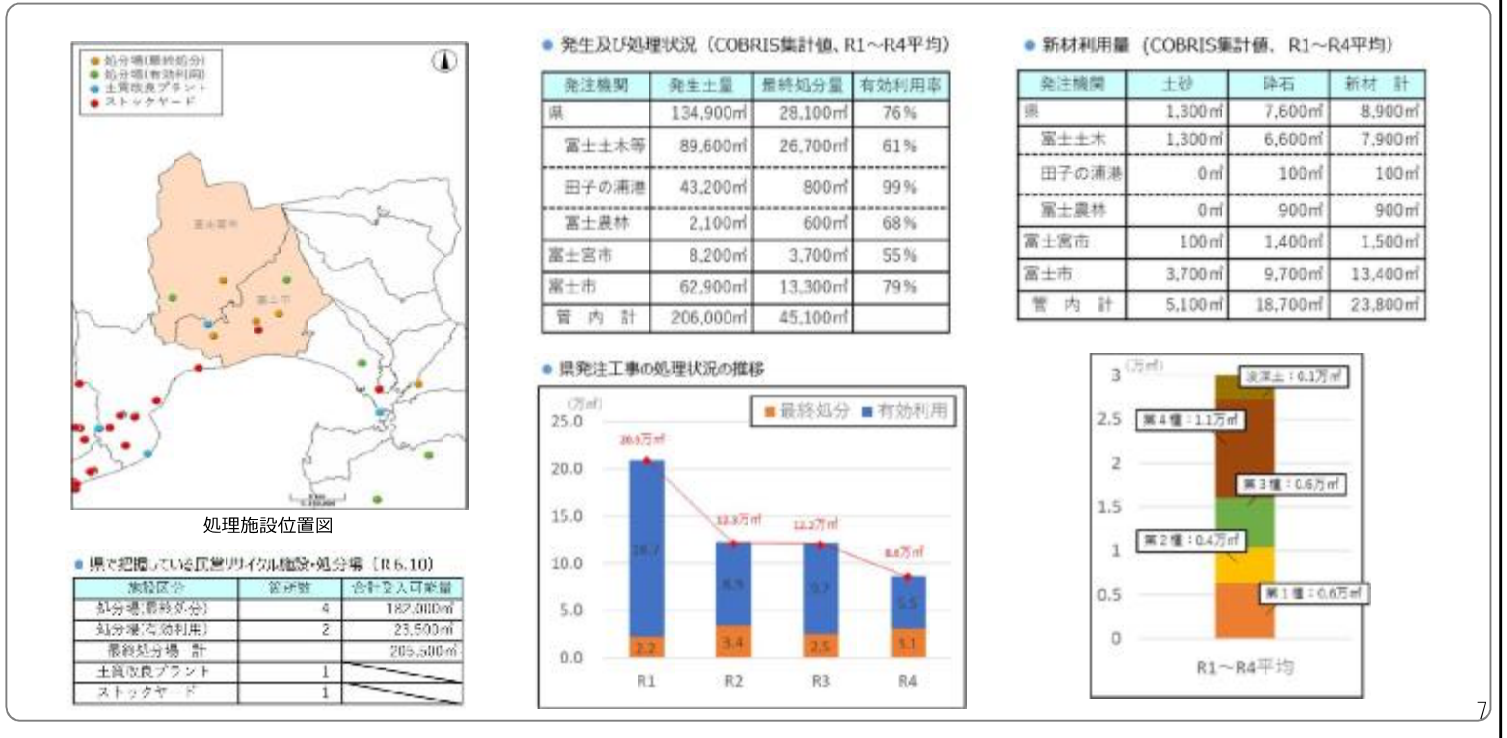
写真④ 東側から西方向を望む(陸側)



県富士土木管内の状況

- 管内（富士市・富士宮市）には、処理可能な施設が、8施設存在している
- 管内では、年平均で約20万m<sup>3</sup>の建設発生土が発生、約4.5万m<sup>3</sup>が最終処分されている
- 一方で、新材が年間約2.4万m<sup>3</sup>使用されている

みらいの県土研究会資料から



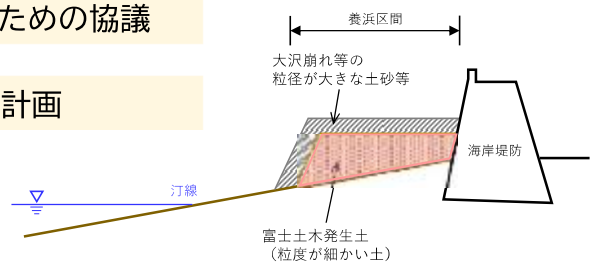
処理に至るまでのフロー

直轄事業が養浜材として必要としている条件の把握

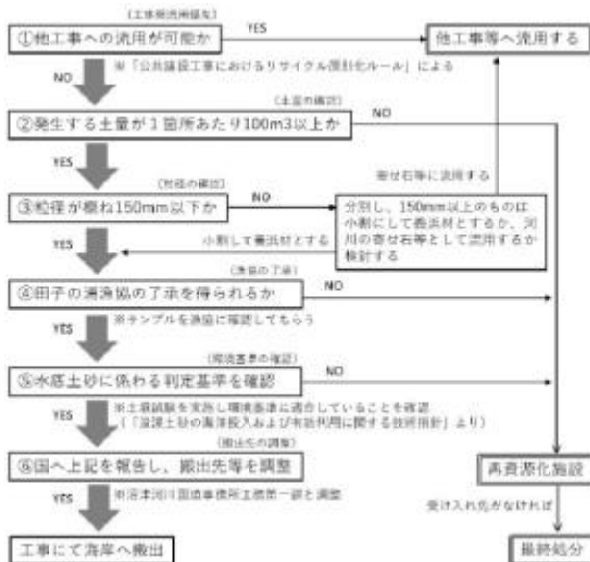
漁業協同組合と、「同一流砂」かつ「水質汚濁とならない」ための協議

土砂一時堆積に際して直轄事業と輻輳しない仮設計画

富士土木事務所資料から



建設発生土の養浜材への有効利用フロー（試行案）



【留意事項】

- 本フローは富士土木事務所の発注工事に適用する。
- 工事発注の際は、①②を確認し養浜材への流用について検討する。また、継続工事等の場合は③④⑤も過年度実績等より考慮し可能性を確認する。
- ①について、県の「リサイクル原則化ルール」に基づき、**運搬距離50km以内で実施する他工事への流用を最優先とする。**
- ②について、本フローは試験的な運用のため、1箇所あたりの発生土量が100m<sup>3</sup>以上を目安に適用する。なお、土量が少量であっても適用を妨げるものではない。
- ③について、150mmは漁協聞き取りによる目安である。これ以上のものは分別し、小割にして養浜材として流用するか、河川の寄せ石等として別途流用する。
- ④の**漁協への確認では、シルト分を含んだ土砂であると断られる可能性がある。**
- ⑤について、**海防法に基づく海洋投入処分の基準に準拠する。**（国の受け入れ条件）試験頻度について、同一の土質であれば年や工事に係わらず初回のみ実施。河床掘削等の土質変化の可能性がある場合は箇所毎に実施。（判断に迷う場合は国へ確認）
- ⑥の国との調整では、搬出先や搬出時期、搬出先での処理について指示を受ける。
- 上記のフローについては、一般的な流れを示したものであり、工事ごとの状況に応じて適宜対応するものとする。

連携した取組

- ・ 直轄が同時期に養浜事業を行っており、地元の生活道路を運搬経路として使用
- ・ 地元から、日あたり通過台数の制限を受けていることから、迂回したルート設定が必要
- ・ 西側の田子の浦港～海岸沿線を通るルートとし、粉じん対策（散水）及び安全対策（交通誘導員）を実施

中部地方整備局資料から



まとめ

静岡県における取組み

- ・ 熱海市の土石流災害を起因とした“日本一厳しい条例”である盛土等の規制に関する条例が施行
- ・ 建設発生土の諸課題解決のため、みらいの県土研究会を立ち上げ、有効利用率80%達成を目標としたハード、ソフト対策を実施

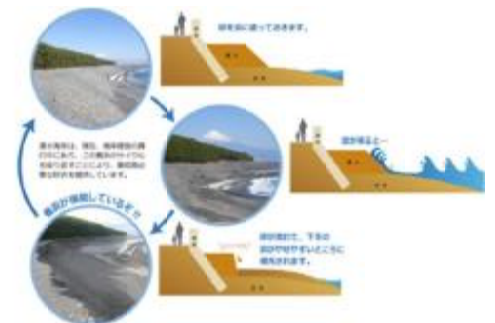
関係法令等

- ・ 海岸養浜のうち、陸上養浜は盛土規制法の対象、海上養浜（水面埋立て）は対象外
- ・ 陸上養浜は、グラウンドの土砂補充同様に、既存の施設の保全及び管理のための行為であることから、対象外と判断している



養浜材として利用

- ・ 漁業等水域の環境保全を考慮した、同一流砂系の土砂を主とする
- ・ 「止むを得ず処分」する土砂を極力減らすよう、各機関と連携して利用先を確保



おわりに

- ・ 今後も引き続き、養浜を含めた有効利用に関する検討を積極的に進めていく
- ・ 養浜に限らず、他にも農地基盤整備や宅地造成など大規模に盛土を行う事業は少なからずあると考えられるので、まずは「工事間利用等」のための調整をしてみてもはいかがでしょうか

# 静岡土木事務所の取組



令和8年1月22日

## 静岡土木事務所における建設発生土の処理状況

- ◆ 静岡土木事務所では、河道掘削工事や砂防関係工事等による建設発生土が年間約24万 $m^3$ 程度発生している。(R6実績)
- ◆ 可能な範囲で工事間流用に努め、建設発生土の有効利用率80%を概ね達成している状況である。  
(R4:85%、R5:93%、R6:98%)
- ◆ ただし、実態としては搬出先工事等が乏しく、市内の中間処理場(ストックヤード・土質改良プラント)を経由して、市外で最終処分している状況。

◆ 安倍川水系における河道掘削工事の発生土については、原則として同一流砂系の海岸の侵食対策として清水海岸への養浜事業に活用。

◆ 二級河川巴川における麻機遊水地整備において、今後、多くの建設発生土が見込まれることから、土質改良を行い県内の公共事業への活用を検討中である。

## 事例紹介

### 清水海岸への養浜事業

# 静岡土木事務所の取組<清水海岸の養浜>



# 静岡土木事務所の取組<清水海岸の養浜>

## ■サンドバイパス

➤ 計画養浜量: **8万m<sup>3</sup>/年** (単位:m<sup>3</sup>)

|    | 県      | 国      | 計      |
|----|--------|--------|--------|
| R4 | 57,240 | 32,880 | 90,120 |
| R5 | 57,628 | 30,800 | 88,428 |
| R6 | 44,253 | 46,450 | 90,703 |

※R6は8/31時点の見込み

## ■サンドリサイクル

➤ 計画養浜量: **5万m<sup>3</sup>/年** (単位:m<sup>3</sup>)

|    | 県      | 計      |
|----|--------|--------|
| R4 | 42,000 | 42,000 |
| R5 | 67,900 | 67,900 |
| R6 | 11,000 | 11,000 |

※R6は8/31時点の見込み

## 静岡土木事務所の取組<清水海岸の養浜>



7

養浜材の性状について

安倍川流砂系の河道掘削土砂の分析調査

8

## 検討背景と目的

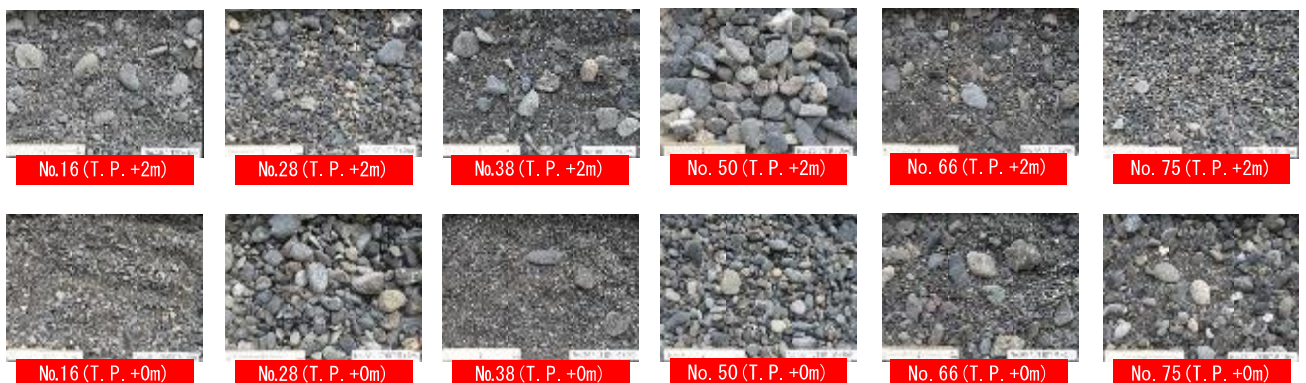
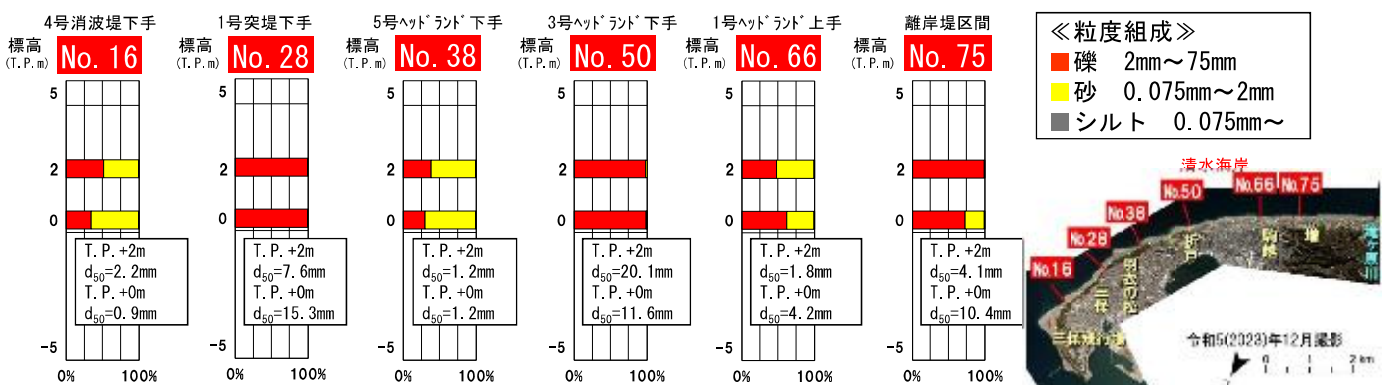
- これまで静岡・清水海岸では、安倍川の掘削土砂によりサンドバイパスの養浜を行ってきたが、今後も継続的に実施するためには、限られた事業費の中で計画的に養浜材を継続的に確保する必要がある。
- 現在、養浜材として活用している**安倍川流砂系**の土砂について粒径調査を行い現状の養浜材の性状について整理を行った。

### 主な河川の流域



## 養浜地点の粒度分布(R5調査)

- 清水海岸養浜予定地点の陸上部は礫主体であり、養浜材は歩留まりの良い礫主体のものが望ましい。
- 砂分の多い土砂を受け入れる場合は、離岸堤背後に投入することで歩留まりやすいため、陸側の盛土(礫)と置き換えする等について、管理者間で協議を行うことが考えられる。

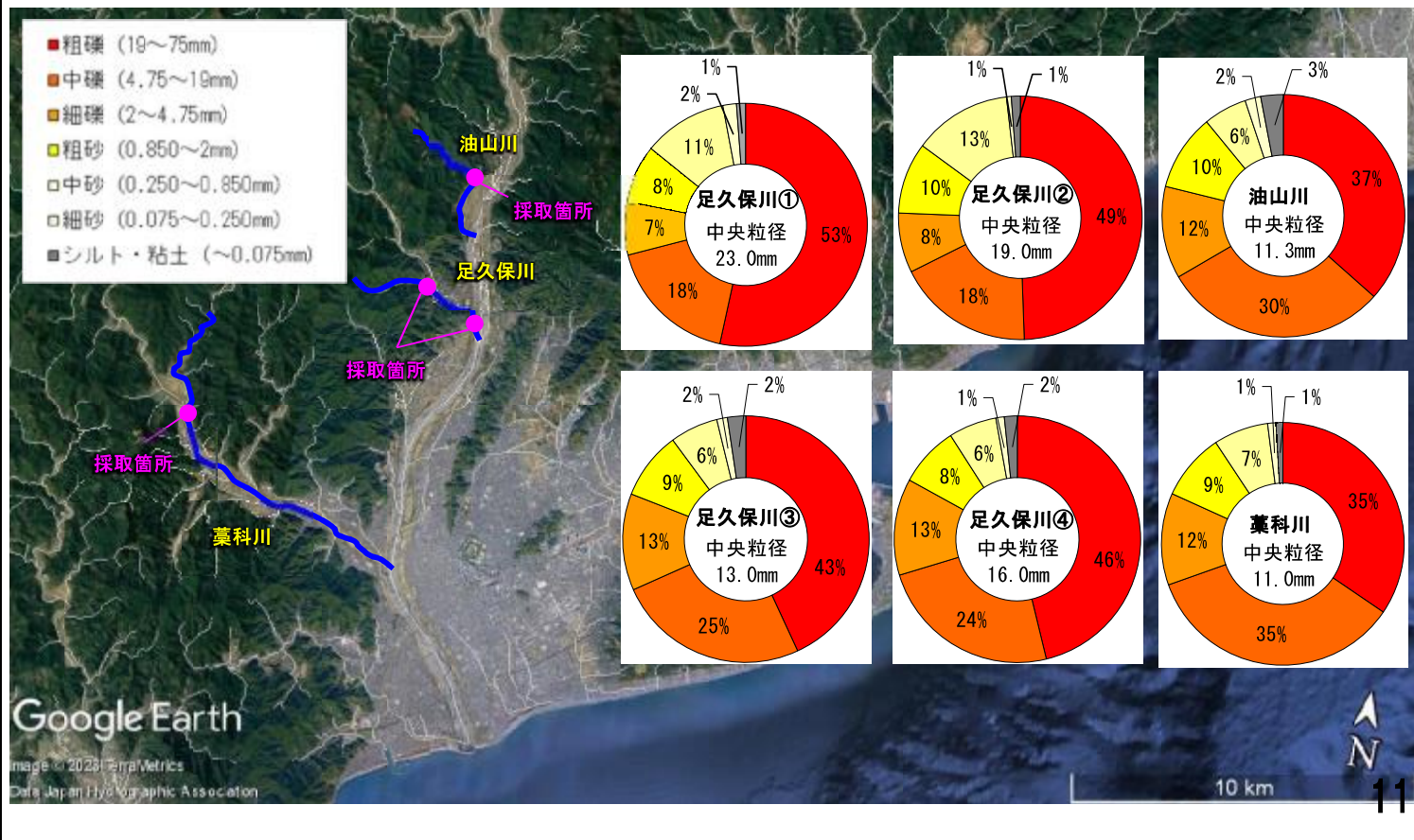


(令和5年12月13日採取)

# 安倍川流砂系の河川掘削土砂の粒度分析結果

## 【河川掘削土砂の粒度分析結果】

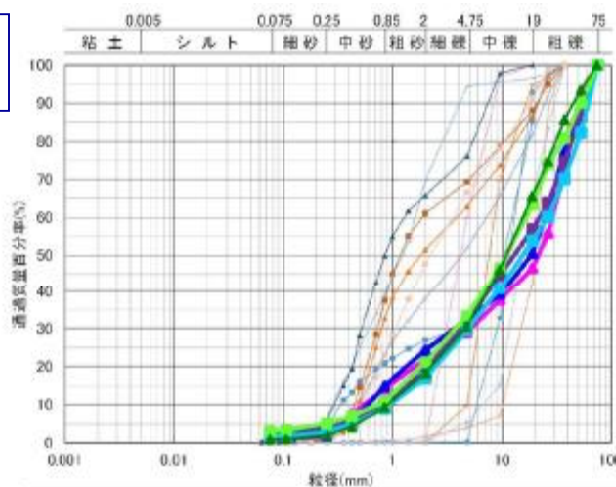
- 清水海岸の現地の粒度組成(砂・礫主体)と中央粒径は同様の傾向である。



## 調査結果(整理)

- 円グラフより、安倍川流砂系の河床の土砂は、礫質の割合が高く、シルト分の割合が小さい。
- 以下の粒径加積曲線では、現地材に比べて、安倍川流砂系の河床の土砂は礫質の土砂割合が高く、養浜材としては歩留まりが良い品質である。

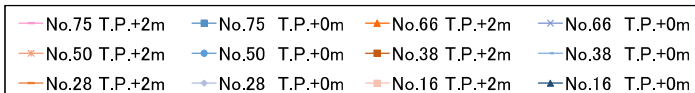
河川掘削土砂の養浜予定地点の粒度分布 (2023 (R5) 年調査) との重ね合わせ  
 【No. 16, 28, 38, 50, 66, 75のT.P.+2m, 汀線部】



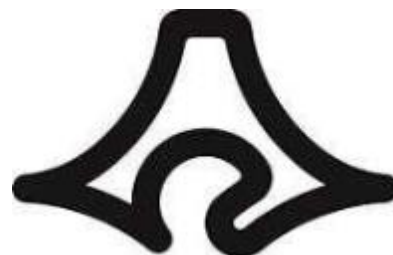
河川で採取した土砂の粒度曲線

清水海岸で採取した土砂の粒度曲線

河川掘削土砂の養浜予定地点の粒度分布 (2023 (R5) 年調査)  
 【No. 16, 28, 38, 50, 66, 75のT.P.+2m, 汀線部】



提供日 2025/03/19  
タイトル 静岡海岸の「砂浜」を海岸保全施設に指定  
(50年の歳月でよみがえり、安定した砂浜に)  
担当 交通基盤部 河川砂防局河川海岸整備課  
連絡先 海岸整備班  
TEL 054-221-3037



## 静岡海岸の「砂浜」を海岸保全施設に指定 ～50年の歳月でよみがえり、安定した砂浜に～

静岡海岸では、高度経済成長期の安倍川における大規模な砂利採取により、昭和50年代に砂浜が消失し、国道150号沿線では越波による災害が頻発していました。

県は、昭和48年から平成17年度にかけて離岸堤等の施設整備を行い、その後は砂浜の回復状況についてモニタリングを継続してきました。

その結果、静岡海岸の全域で砂浜が回復し、安定的な海浜が長期的に維持されている状況から、静岡海岸の砂浜を堤防や離岸堤と同様に、背後地を防護する機能を担う“海岸保全施設”に指定します。

### 1. 指定の範囲

安倍川河口から清水海岸境界までの砂浜 ※参考資料のとおり

### 2. 指定日

令和7年3月21日（金）

### 3. 指定のメリット

- ・海岸保全施設として将来にわたり維持することで、国道150号を始めとする背後地の越波被害の軽減・防止に寄与します。
- ・海岸保全施設として適切に維持管理することで、砂浜が台風等により侵食された場合、災害復旧事業（国負担2/3）等の適用対象となります。
- ・国の重点配分事業の対象となることで、現在実施している津波対策の取組の加速が図られます。

### 4. 他海岸の指定状況

- ・石川海岸（令和元年9月12日指定）※国が権限代行している直轄海岸
- ・新潟港海岸（令和4年7月27日指定）※国が権限代行している直轄海岸
- ・清水海岸（令和6年2月23日指定）

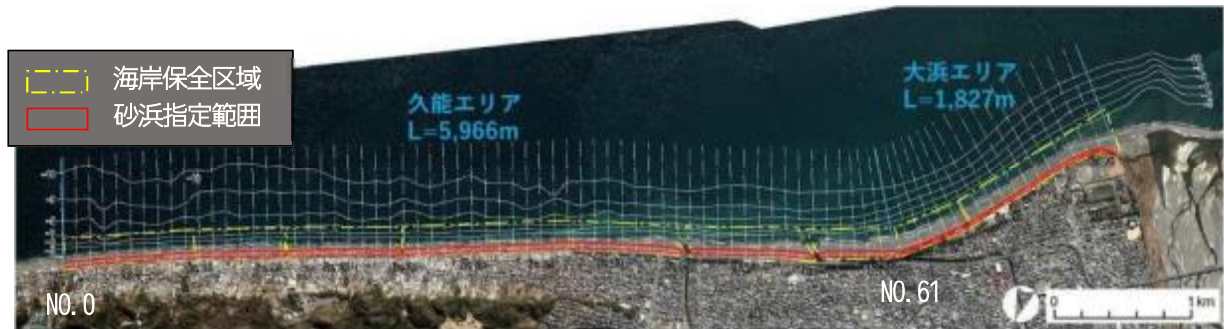
※ 海岸保全施設とは（海岸法第2条）  
海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、**砂浜**（海岸管理者が消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもの【中略】）をいう。

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1071157.html>

令和7年3月21日（金）0時公開予定

## 海岸保全施設として指定する砂浜の箇所・範囲等

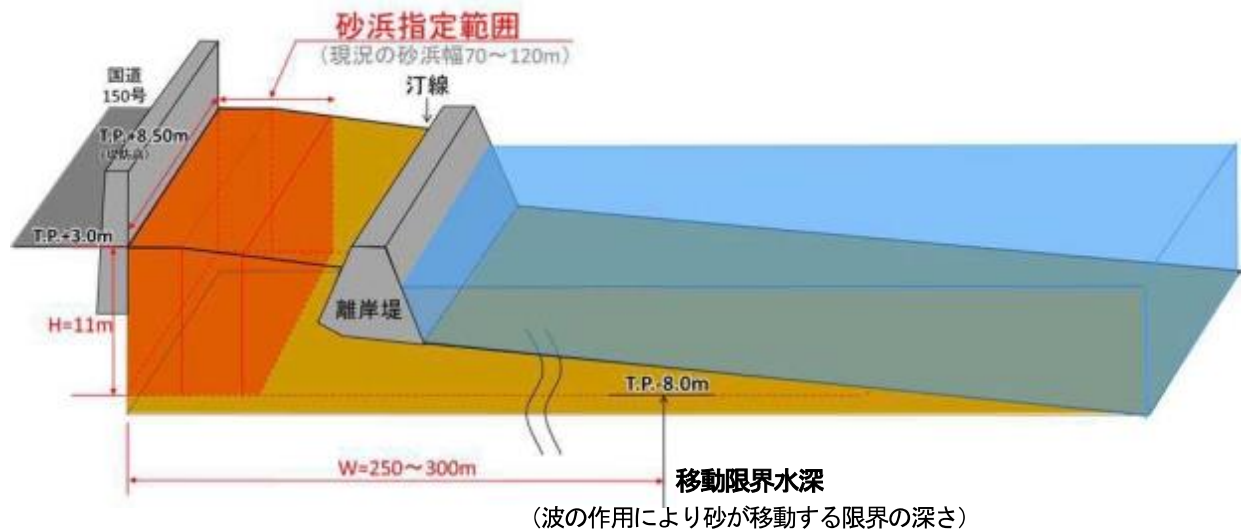
**海岸の名称** 静岡海岸  
**地 先 名** 静岡県静岡市駿河区中島地先～根古屋地先  
**指定する区域** 安倍川河口から清水海岸境界の砂浜 ※下図の赤枠内の範囲



砂浜指定の範囲(赤枠内の範囲)

### 海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲 (イメージ)

※砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜も含めて順応的な管理を行うことで、指定範囲の砂浜を将来にわたって維持し、背後地の越波被害を防止します。



|                      | 指定範囲                |
|----------------------|---------------------|
| 久能エリア (NO. 0～NO. 61) | 幅 : 39m 延長 : 5,966m |
| 大浜エリア (NO. 61～安倍川河口) | 幅 : 23m 延長 : 1,827m |

◆ 砂浜消失から指定に至る経緯

|            |  |
|------------|--|
| 昭和 30～43 年 | 安倍川の大規模な砂利採取（年平均 62 万 m <sup>3</sup> 、累計 870 万 m <sup>3</sup> ）により海岸侵食が発生。以後、砂利採取を規制 |
| 昭和 48 年～   | 高潮対策事業により離岸堤等の整備に着手  |
| 昭和 50 年代   | 静岡海岸の全域で砂浜が消失。堤防決壊等の災害が頻発。   |
| 昭和 60 年以降  | 砂浜の回復が進行   |
| 平成 17 年    | 高潮対策事業が完了  |
| 平成 30 年    | 静岡海岸の全域で砂浜が回復（満砂域が清水海岸に到達）   |
| 令和 7 年 3 月 | 静岡海岸の砂浜を海岸保全施設に指定  |



# 静岡市における 建設発生土対策について

令和8年1月22日

静岡市建設局土木部技術政策課

1

## 静岡市における建設発生土対策について

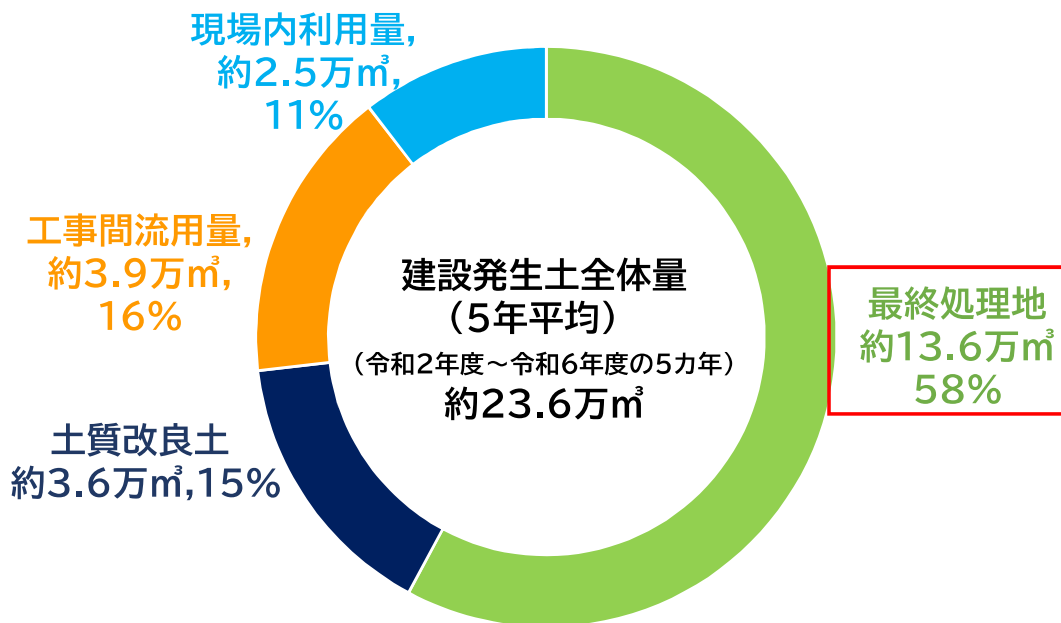
- ① 建設発生土をめぐる本市の現状
- ② 本市における建設発生土対策について

2

# 建設発生土をめぐる本市の現状



○本市発注工事の建設発生土の処理状況



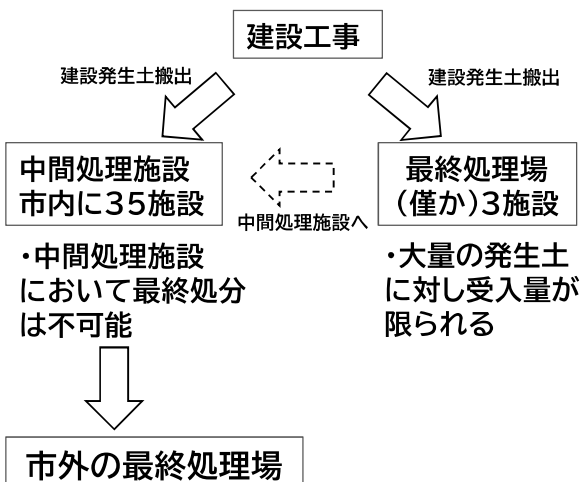
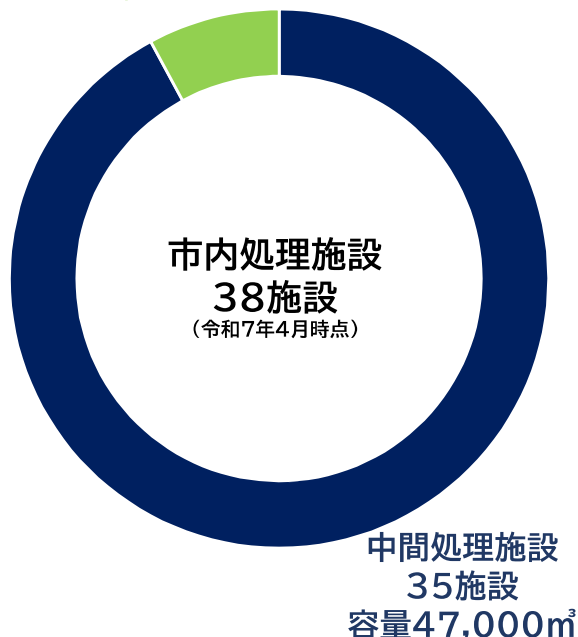
有効利用の取組をしているが、約6割は有効利用できずに、最終処理されている状況にある。

# 建設発生土をめぐる本市の現状



○市内建設発生土処理施設の状況

最終処理場  
3施設  
容量59,000<sup>3</sup>m

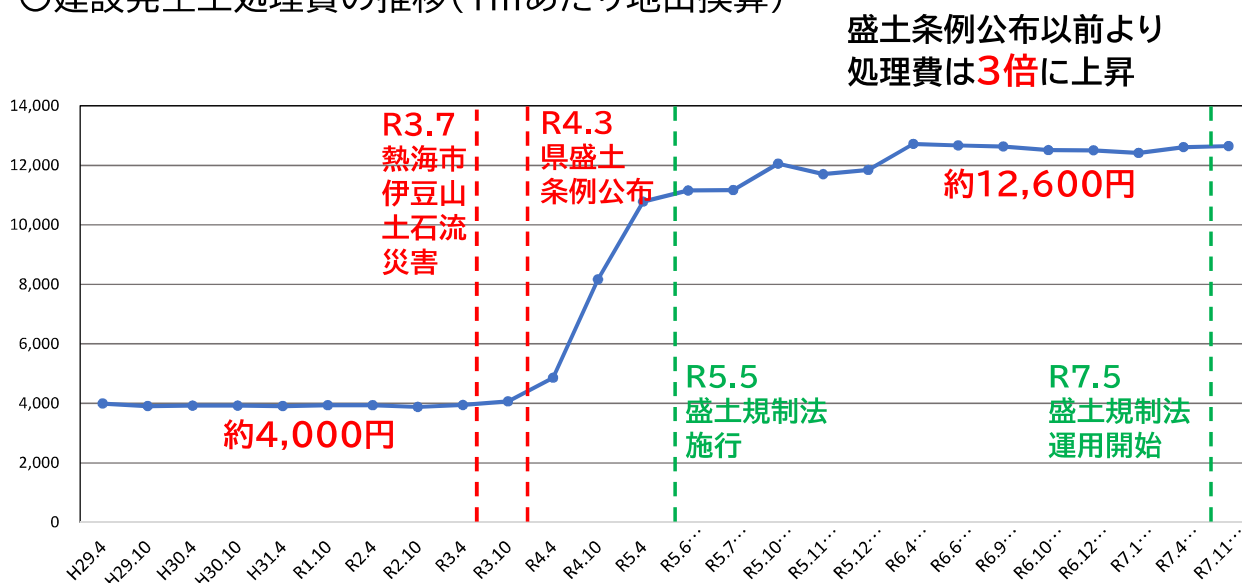


※市外の最終処理場に多くの建設発生土が集まり、処理能力を超える状況により受入制限が発生する場合があります。  
※長距離を運搬することから、高コストになることや運搬時のCO2発生など、環境面からも課題となっている。

# 建設発生土をめぐる本市の現状



○建設発生土処理費の推移(1㎡あたり地山換算)



- 熱海市伊豆土石流災害前は1㎡あたり約4,000円/㎡であったが、県盛土条例後は約12,600円/㎡で推移している。
- 盛土規制法の施行、運用開始もあり、処理費は横ばい。

# 建設発生土をめぐる本市の現状



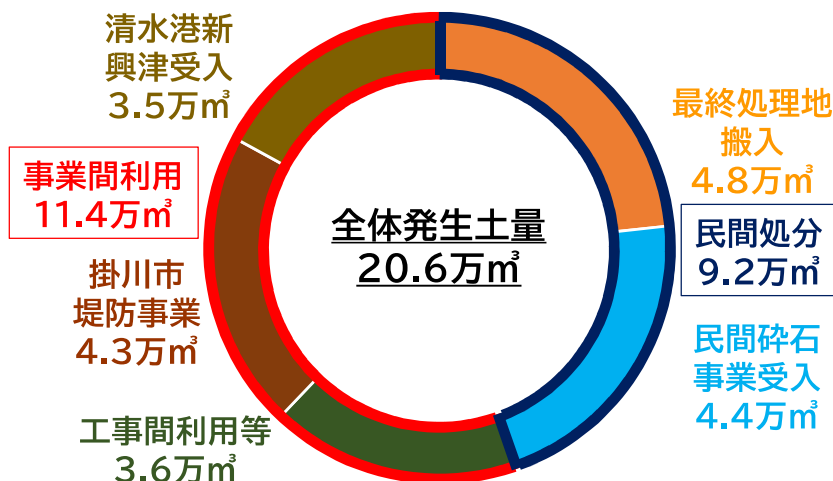
○令和4年度台風15号災害発生土処理状況

日時: 令和4年9月23日(金)から24日(土)  
 総降水量: 419.5 ミリ(静岡)  
 最大時間雨量: 107.0 ミリ(静岡)、95.5 ミリ(清水)、  
 94.0ミリ(鍵穴: 観測史上1位を更新)  
 主な被害: 河川災害土砂堆積 585か所

事業間利用**11.4万㎡**  
 民間処分**9.2万㎡**



市内処分 **16.3万㎡**  
 市外処分 **4.3万㎡**

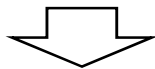


市内での処分に発災から処理完了まで、約1年半を要した(令和6年3月完了)  
 災害発生土処分に多くの時間を費やした

- ①建設発生土利用ができず多くの建設発生土を最終処理地に搬出している
- ②市外の最終処理地に搬出しているが受入制限により、適宜処理ができない
- ③処理費用が高騰し、処理費の確保が困難
- ④災害時の発生土など急な対応ができない

静岡市の建設発生土に関する背景を踏まえ、

令和5年9月に  
「静岡市建設発生土の処理に関する基本方針」  
を策定



建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保してきたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、

市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要



## 静岡市発生土の処理に関する基本方針

### 4つの基本方針

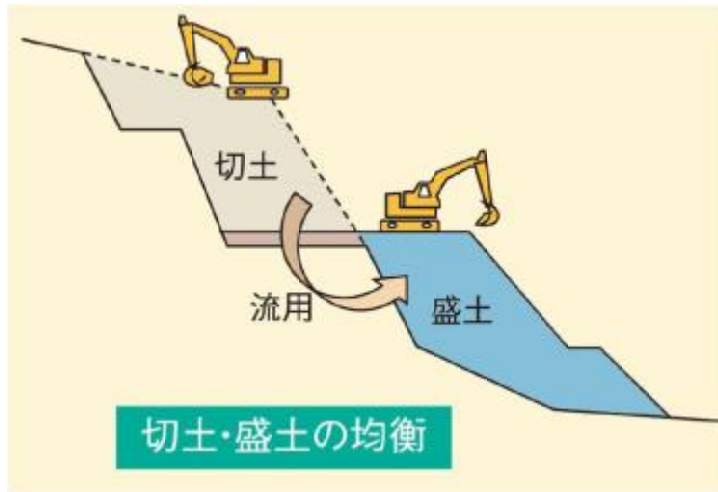
- ①『発生抑制』
- ②『再利用の促進』
- ③『適正処理の推進』
- ④『処理地の確保』

# 本市における建設発生土対策について



## ①『発生抑制』

【取組】



○計画・設計段階から切盛均衡のとれた土工計画

# 本市における建設発生土対策について



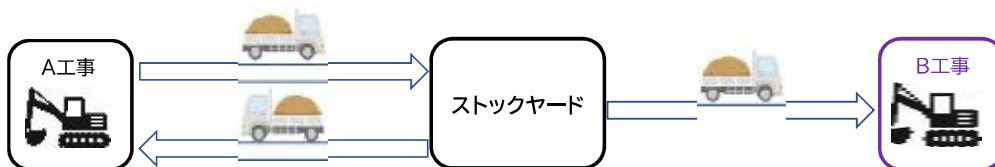
## ②『再利用の促進』

【取組】○発生土マッチングシステムを利用した建設発生土利用

静岡県建設発生土マッチングシステム (SSM) を活用し、他の工事の建設発生土の搬出・搬入工事との幅広い工事間利用を推進。



○ストックヤード利用した建設発生土利用



同一工事によるストックヤードを活用した建設発生土の再利用  
ストックヤードを活用した工事間流用

○土質改良土の利用

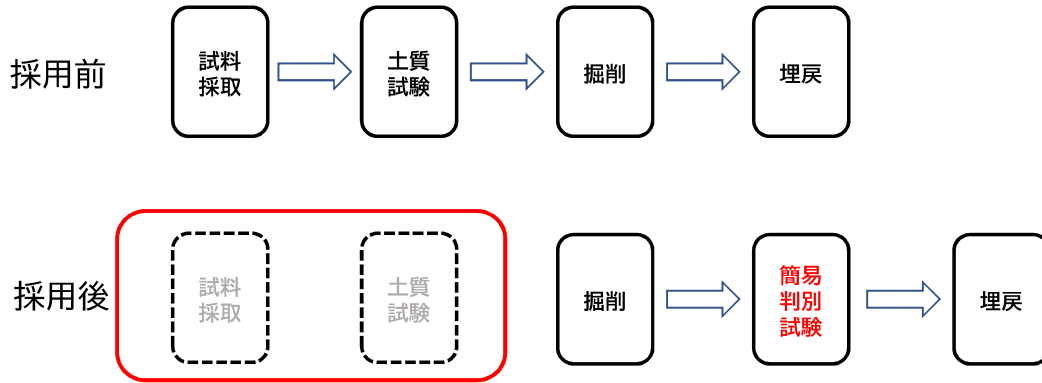
上下水道工事の埋め戻しに土質改良土を利用

## ②『再利用の促進』

【取組】○掘削土簡易判別法による建設発生土の再利用

(検討中) 建設発生土の再利用は、土質試験結果が必要となるため、事前に土質試験を行う必要がある。

建設発生土の再利用ため、簡易的な判定試験を活用することで、更なる建設発生土の再利用を進める。



### 【懸念事項】

試験に時間がかからず、その場で判断可能だが、発生土が不採用の場合、土質改良土等の埋戻し材料の調達が必要となる。

11

## ③『適正処理の推進』

### 【取組】

- 工事発注時の建設発生土搬出先の明確化(設計書に搬出先を記載)
- 発注工事の再生資源利用促進計画及び実施書による処理先の確認(コブリス・プラスにより確認)
- 最終処理地、中間処理地、土質改良プラント等の適切な処理施設へ搬出する。(建設発生土処理施設一覧表に記載されている施設に搬出)

# 本市における建設発生土対策について



## ④『処理地の確保』

### 【取組】 建設発生土処理地拡大事業公募

民間事業者等が行う建設発生土最終処理地及び建設発生土中間処理地の整備事業を円滑に進めることができるよう、民間事業者等を支援し、建設発生土処理地の確保を目的とする。

#### ○行政支援の内容

- ① 関係法令等に関する手続き支援:関係法令等の許可手続きで必要となる項目について、許可を得るため、市も助言等により支援する。
- ② 建設発生土処理による安全性照査の支援:大規模な盛土を想定していることから、周辺への影響調査を市も下支えする。
- ③ 建設発生土処理地への搬入を円滑化させるための整備等(搬入路にあたる市道等の一部改良等)

#### ○令和5年9月27日より公募開始

◀現在の進捗▶

- 相談件数 26件
- 相談継続件数 合計:6件



# 本市における建設発生土対策について



## ④『処理地の確保』

### 【取組】 市が自ら建設発生土処理地を確保する取組（土地等利活用推進事業）

・「新たに活用できる土地の創出」と「建設発生土処理」という二つの課題解決策として、建設発生土の受入地を市内に確保する取組みを進める。

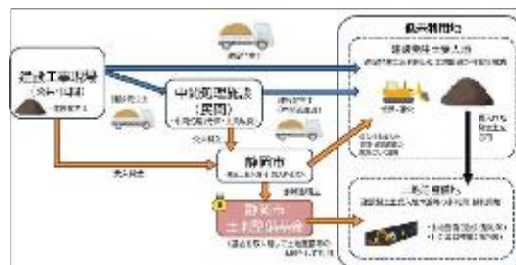
#### ○概要

- ・市内の工事現場からの建設発生土や中間処理施設からの発生土を、市が指定する低未利用地において受け入れます。
- ・建設発生土は有償で受け入れ、受入費用は受入地の管理運営費用に活用するとともに、将来的な低未利用地の土地整備・基盤整備の費用に活用します。

#### ○受入実施内容

貝島受入地(清水区三保貝島地区)の概要)

- ・受入期間:2025年11月~2031年3月(予定)
- ・受入土量:26万4千m<sup>3</sup>(全体)
- ・年間受入土量:約5万7千m<sup>3</sup>  
(2025年度は約2万m<sup>3</sup>)
- ・受入土質:第1種・第2種建設発生土



土地等利活用推進事業の概要



受入箇所位置図

みらいの県土研究会（中部地域部会）

議 事 要 旨

日 時：令和8年1月22日(木) 14:00～15:30

場 所：静岡総合庁舎7階 第8会議室

出席者：別紙出席者名簿のとおり

議事次第に基づき技術調査課から説明を行った。

発言者からの主な意見は以下の通り。

【情報共有について】

1. 建設発生土の適正処理に向けたこれまでの経緯【資料1】（技術調査課）  
（意見等なし）
2. 建設発生土の有効利用の県内事例について【資料2】（技術調査課）  
（意見等なし）
3. 静岡土木事務所の取り組み【資料3】（静岡土木事務所）  
砂浜の海岸保全施設への指定について【資料3】（静岡土木事務所）  
（意見等なし）
4. 静岡市における建設発生土対策について【資料4】（静岡市 技術政策課）  
（意見等なし）

【意見交換】（敬称略）

（意見：東海礫業株）

- ・養浜事業も大切だが、安倍川の河床が年々上がっていることに対しても国交省と協議して対策を進めてほしい。
- ・建設残土の処分が減ったのはいいが、一方で再生砕石等の出荷量が減少していて、その結果、需要と供給のバランスが崩れ、処理施設で受入れしにくい状況となっている。そのことも踏まえて、砕石の利用について検討していただきたい。

**(質問 1 : 静岡県砕石業協同組合)**

- ・建設発生土の量は、静岡土木が年間約 24 万 m<sup>3</sup>、静岡市の 5 か年平均が 23.6 万 m<sup>3</sup> と同規模であるが、静岡県の有効利用率が概ね 80%以上を達成している一方で、静岡市では「約 6 割は有効利用できずに最終処理している」との説明があった。結果が異なる理由は何か。

**(回答 1 : 静岡市)**

- ・静岡市も「コブリス」(COBRIS…建設副産物情報交換システム)から出てくる数字だと有効利用率 80%を超えている。再利用施設に持っていけば有効利用率としてカウントされてしまうため、実際に使用している量を算出すると 4 割程度で、6 割は中間処理施設に行っている量である。有効利用率 80%を算出したものとは、提示方法が違う。

**(質問 2 : 技術調査課)**

- ・資料の中にある粒度分布のグラフを見て、実際に扱っている材料の利活用の可能性について、採石業者の方に意見をいただきたい。

**(回答 2 : 静甲工業)**

- ・養浜工事のこれまでの経緯を振り返ると、かつて富士海岸の養浜には 50~150 mm の割栗石が使われ、0~40mm の切込砕石等は「濁るからダメ」と言われていた。
- ・近年は、富士山の大沢砂防からの大量の砂礫土処理のため、富士海岸の養浜にも砂礫土などが使われている。
- ・蒲原海岸はサクラエビ漁などで非常にシビアなため、今でも 50~150 mmのみ。
- ・なお、砕石事業者の採石場から出荷される砕石は、粘土分やシルト分はほとんどなく、0~40mm の切込砕石でも粒度的には十分な品質であると思う。

**(意見 : 静甲工業)**

- ・多くの砕石事業者は、各種砕石製造過程で生じる規格外の切込砕石 (0~40mm) などの余剰品が、採石場内に大量に在庫化して非常に困っている。
- ・私の勤務先の採石場でも、大量余剰の切込砕石 (0~40mm) を、品質上は問題ないにも関わらず、行き先がないため、結果的に仮置きできず採石場内の穴に埋めている状況があり非常にもったいないと感じている。

**(質問 3 : 技術調査課)**

- ・埋めているものは、掘り返せば再利用できるのか？

**(回答 3 : 静甲工業)**

- ・他の土砂等とすでに混在してしまっているため、品質の面から再利用は難しい。

**(質問 4 : 技術調査課)**

- ・安倍川の砂利採取について、上限値を引き上げて砂利採取量を増やしていく計画が示されているが、需要や採取できるのかということも含めて、現状を教えてください。

**(回答 4 : 山本建材)**

- ・安倍川については地元住民から「河床が上がってきて不安。」との声もあり、約 10 年前から掘削量の増量を陳情してきた。ようやく陳情が実り、掘削量は増えたが、工事量減少の折り、砂利製品の出荷が少なく、需給のバランスが取れないため、供給過剰で余剰在庫になってしまうのではないかと懸念がある。
- ・また砂利以外で 0～40mm 切込砕石も余っており、ぜひ養浜等に活用願う。
- ・なお、別件であるが、現在、建設関係事業者間で関心が高い話題が、白ナンバーのダンプトラックに対する罰則強化などを図る貨物自動車運送事業法（改正トラック法）である。現状は、全体の 6～7 割を白ナンバーが占めており、そこに規制をかけると、公共工事だけでなく民間工事も停滞してしまう懸念がある。

**(質問 5 : 帆高建材工業)**

- ・白ナンバーでは常用工事や配達などにしか使用できず、営業ナンバーの手続には最低でも半年以上かかる。養浜も規制がかけられると思っているが、安倍川の養浜は白ナンバーでも可能なのか。

**(回答 5 : 技術調査課)**

- ・白ナンバーでも適法な場合は使用が可能であり、白ナンバーを一律で排除することはない。
- ・本年 4 月に施行される貨物自動車運送事業法の改正においても、規制は強化されるが、白ナンバーと営業ナンバーの考え方に変更はない。
- ・安倍川の養浜だけでなく、県工事全てで統一した考え方である。

**(質問 6：静岡市技術政策課)**

- ・中部地域のテーマが養浜材の利用で、養浜材の量は不足しているような記載があったが、静岡土木の話では不足していないようだった。実際どうなのか。

**(回答 6-1：静岡土木事務所)**

- ・計画養浜量 8 万 m<sup>3</sup> は国と申し合わせて決めた目標である。8 万 m<sup>3</sup> で十分というわけではなく、予算の制約といったこともあり、養浜できる量に限りがある。

**(回答 6-2：技術調査課)**

- ・国直轄の河川事業と県の海岸事業を連携して、8 万 m<sup>3</sup> 以上を受け入れている。しかしながら、東日本大震災の影響で、海岸の津波対策の方に重点的に配分しているため、海岸事業の予算が減ってきている。そのため、近年は、海岸事業だけでは、なかなか 8 万 m<sup>3</sup> を確保できない状況である。砂浜の恒久的な維持のためにも、養浜材の安定確保に向けた持続可能な取組を検討する必要がある。

**(質問 7：東海礫業株)**

- ・養浜材とは離れるが、静岡市の貝島の処分場で、3 種 4 種の受入れをしてほしいという声があった。
- ・また、静岡県でストックヤードを確保するという話はどうなったか。

**(回答 7-1：技術調査課)**

- ・県でもストックヤードの整備を進めている。
- ・沼津土木では 3 種や 4 種に 1 種を混合して改良し、工事に使用した。

**(回答 7-2：静岡市 技術政策課\_佐野)**

- ・静岡市の貝島での 3 種 4 種の受入れは、確定ではないがその方向で検討している。決まれば報告する。

**(意見：山本建材)**

- ・砕石事業者は、採石場に試験設備を持ち、試験ができると共に新たな製品を研究開発する技術も有している。いろいろな提案もできると思うので、ぜひ、砕石業協同組合を有効に使ってほしい。